

インターネット広告等を利用した県広報紙の広報等業務仕様書

1 業務の名称

インターネット広告等を利用した県広報紙の広報等業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

県広報紙について、毎月の発行を広く周知するとともに、ウェブ上での閲覧を促進するため、インターネット広告等を活用して効果的な広報を行う。

4 業務内容

(1) 広報内容

県広報紙（毎月発行）の発行を広く周知し、ウェブ上での紙面の閲覧に誘導する効果的な広報を行う。この広報にあたっては、毎号の特集内容等に応じ、インターネット利用者の興味を惹く広報素材を用いるよう工夫すること。

(2) 広報戦略の検討

ターゲット層について分析し、各項目の内容に反映すること。

ただし、単なる数値データだけでなく、広報対象事業に関連する情報についても幅広く収集・分析し、広報効果の最大化に努めること。

(3) インターネット広告・SNS 広告等

【使用する媒体の例】

①インターネット広告：Google、Yahoo 等検索連動型広告、バナー広告

②SNS 広告：Instagram、LINE、Facebook、X 等

③スマートニュース

※その他、効果的な広告手段があれば提案すること

※媒体ごとの毎月の広告掲載期間（〇〇日間表示）、目標クリック数を提案すること

※最終的な広告手法は、県と協議の上、決定すること

(4) バナー素材の作成

発行号ごとに、使用する媒体に適切なバナー素材を3種類以上作成すること。なお、作成したバナー素材のデータを本県へ提供すること。なお県民だよりの紙面テイストを損なわず、かつ広告として興味を引くデザイン性のある素材を作成すること。

(5) ウェブページの企画提案

県の指示に応じて、パソコン、スマートフォンのどちらからも閲覧しやすいウェブページ

を提案し、必要に応じ素材を提供できること。また、紙面相互の関連する情報の提供や同月号内の他ページへの誘導など、サイト内の回遊性を高める提案や素材の提供ができること。

(6) 目標設定

広告配信期間の KPI を設定し、広告ターゲットに応じた効果的な配信方法を提案すること。

(7) 効果測定

広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に本県に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

(8) バナー素材データ

①バナー素材データ

(4) に基づいて作成したバナー素材データは、別途県が指定する方法によりデータを保存し提出するものとする。

②ウェブ用素材の提出

(5) に基づいて作成した素材は、別途県の指示に応じた形で提出するものとする。

(9) 報告書の作成

配信報告書については、広告配信サービスごと並びに掲載広告ごとの掲載実績（年齢・性別・地域別）及び多角的な分析を行った報告書を作成・提出する。

①配信報告書の作成

毎月の配信終了後すみやかに、配信報告書を提出するものとする。

②事業報告書の作成

1年間の配信終了後、事業の総合的な分析を行った報告書を提出するものとする。

5 改修

本県の指示に応じ、改修対応をすること。その内容及び時期については、本県と協議・調整のうえ、実施すること。

6 協議、打合せ等

広報の内容及び時期については本県と協議・調整のうえ、実施すること。また、本県が必要とした場合、業務に関する協議および打合せを随時行うものとし、本県が指示する場合、資料および情報の提供を行うものとする。

7 納品場所

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県庁2号館4階

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課

TEL : 078-362-3019

8 費用の上限額

5,808,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

9 留意事項

- ・ 次に掲げるサイト等へ広告が掲載されたことが判明した場合、削除等の対応について本県と協議すること。
 - （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - （2）公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - （3）人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - （4）政治性または宗教性のあるもの
 - （5）特定の主義主張を目的とするもの
 - （6）上記以外で、本県が広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- ・ 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- ・ 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本県に帰属する。
- ・ ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ・ 前項で掲げるサイトに広告および動画が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本県に報告すること。